



Risk Flash No.134

(Vol.4 No.24)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
発行責任者：リスク研究センター長 久保英也
〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404
FAX:0749-27-1189 e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp
Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>

- シリーズ「環境と経済」：第2回 水野敏明・・・Page 1-2
- 論文紹介：中国地震保険創設に向けての提案 -日本の経験を踏まえて-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Page 2-3
- リスク研究センター通信・・・・・・・・・・・・・・・・Page 3

環境と経済②

企業の環境問題の取り組みと国際環境NGOの関係性 その1

リスク研究センター客員研究員 みずのとしあき 水野敏明

1. はじめに

国際環境 NGO と企業と言えば対立関係にありそうですが、近年は、未然に環境問題に関わるリスクを調整することを目的として、世界の大手企業は国際環境 NGO と関わりを持ちつつあるのが現状です。企業が国際環境 NGO と大きく接点をもったのは、シェルによる、北海への海洋投棄が発端と言われています（長坂 2009）。現在では、国際環境条約や CSR の基準などには国際環境 NGO が深く関わっています。そうした背景があり、国際環境 NGO と企業が協働で環境保全活動を行う事例も増えてきました。

2. なぜ協働するのか？—サプライチェーンマネジメントの視点から—

協働のメリットの要因の一つとして国際環境 NGO の活動範囲の広さがあります。例えば、自然環境保全団体の老舗である WWF の世界での事業規模は約600億円であり、地球全域を対象にグローバルな活動展開をしています。100を超える国々で、主に現地の人々を中心に保全活動を実施しています。そのため、現地の自然環境情報や環境政策については、非常に情報収集能力が高いという特徴があります。加えて、WWF にはビジネス対応専門の部署や人材も多いため、環境問題の専門的な知見をビジネス専門の部署から理解しやすい形で提供してもらえるというメリットがあります。こうした知見は、例えば、企業のサプライチェーンマネジメントの末端の現場情報把握など、企業が確認しにくい地域で特に効果を発揮します。そのため、グローバルな展開を狙う企業から見れば、未然に環境問題によるブランド低下リスクを防ぎつつ、情報が得にくい地域の環境リスクやサプライチェーン構築が可能となります。また、営利目的ではないので、コンサルティングの質は高いながらも、それに対するコストとしては、ローコストである可能性があります。

2-1. IKEA と WWF の事例

IKEA はリーズナブルな家具の販売で世界的に拡大してきているスウェーデンの企業です。IKEA はサプライチェーンマネジメントにおいて、WWF が積極的に利用を提唱する FSC 森林認証材を取り入れることをグループ全体で決めました。また、WWF との連携イベントなどを広報に活用しています。

-----<IKEA の HP から抜粋：イケアと WWF のパートナーシップによる森林保護>-----イケアは WWF（世界自然保護基金）と連携しながら、FSC 認証材の供給力の増加、違法伐採などの問題に取り組んでいます。重要な木材調達先であるロシアや中国、ブルガリア、ルーマニア、ベトナムでは、WWF とともにプロジェクトを行っています。

2-2. Coca-Cola と WWF の事例

ザ コカ・コーラ カンパニー（本社：米国ジョージア州アトランタ）は、国際自然保護団体であるWWFとのパートナーシップのもと、持続可能な農業の促進や世界で最も重要な淡水域の保全に対する支援と共に、コカ・コーラシステム全体の事業活動における水使用の効率性向上と温室効果ガスの排出量削減を実現するための新しい取り組みを実施しています。

-----<日本コカ・コーラのHP から抜粋:サプライ・チェーンの持続可能性>-----ザ コカ・コーラ カンパニーは、自社のサプライ・チェーンにおけるより効率的な資源の利用を目指し、持続可能な農業の実践の更なる促進に向けて WWF と協働しています。 サトウキビ生産をその取り組みの第一歩として、「The Better Sugarcane Initiative」プロジェクトを推進します。これは、環境と社会に配慮したサトウキビ生産の規準設定やサプライヤーの評価、そして砂糖の調達に関する目標を設定するという取り組みです。

(その2は、次号に続きます。)

論文紹介

中国地震保険創設に向けての提案 -日本の経験を踏まえて-

著者：東北财经大学国際経済貿易学院

准教授 Shi Jinfang 施錦芳

滋賀大学経済学部教授

くぼひでや 久保英也

収録：保険学雑誌 第621号（日本保険学会）



著者のつぶやき

東日本大震災から2年半が過ぎても復興のペースは上がっていません。大自然災害の爪痕を修復するのは日本のように経済水準が高い国でも長時間を要することがわかります。ましてや、発展途上国を襲う大地震は地元や社会全体に与えた影響は更に大きいものとなります。

中国も国際的にみて地震による被害が大きな国の1つです。また、地震以外の自然災害も多発し、自然災害による被害額ではアメリカや日本に次いで、世界3番目の巨大災害被害国です。2008年5月12日に発生した四川省汶川大地震は、中国の建造物の耐震構造が不十分であることを示し、地震規模以上の人や財産の損失が発生しました。四川省汶川大震災の死者・負傷者数8.7万人は地震規模が大きな東日本大震災の1.9万人を大幅に上回り、倒壊・損壊家屋は東日本大震災の10数倍以上となっています。

一方、四川省汶川大震災において支払われた民間保険会社の支払保険金は、18.06億人民元（2013年2月末の為替レートで約267億円に相当）であり、東日本大震災の生損保合わせて2兆円を超える水準とは日中の国民所得の差を勘案しても大きな差があります。中国には政府が関与する自然災害に対する保険制度（含む、地震保険制度）がなく、この大震災をきっかけに、地震保険制度が改めて注目を浴びています。

このような環境の中で、本稿は中国にふさわしい地震保険制度の骨格を提案することを目的としています。ただ、年鑑等の中国の地震に関する解説書は存在するものの、中国国内に地震保険に関する学術論文などは見当たりません。中国政府による公開データも少ないため、まずは丁寧に地震に関する資料、データを収集し、地震のサンプルを丁寧に抽出することから研究作業がスタートすることになります。まず、中国における地震ごとの被害額を推計し、地震保険料の水準に目途を付け、そして、日本の地震保険制度の特徴や経験を生かしながら、中国地震保険制度の在り方を考えることとしました。

その結果、中国の国民所得水準を勘案すると国民から低額の保険料を徴収することにより通常の地震リスクに対応する一方、大型の地震などの異常危険リスクについては国家予算に「地震特別基金」を設定し、政府が引

き受ける形での制度設計が必要となります。ここに、日本の地震保険の運営ノウハウを組み込むことができます。①中国では地震に広域性があるため、国民の加入率を早急に高める必要があります。異常危険リスクの大半を引き受ける政府に対し、民間が地震保険の販売や損害査定、支払事務に特化し、同保険制度の運営コストを下げる仕組みとします。また、②リスクをより分散させるために、日本の再保険制度と同じく、現行の中国の再保険会社を再編成し、日本の地震保険専門の再保険会社と同じ役割を担わせることが考えられます。一方で、中国の独自性にも配慮する必要があります。日本の地震保険の地域別保険料設定とは異なり、当面は、建物の構造、所在地、階数にかかわらず全国一律の保険料体系を採用することが政治的に求められます。地域間経済格差に不満が強く、地震リスクが相対的に高いが経済発展が遅れている西南地域に高い保険料率を設定することは回避する必要があるからです。日本のリスクに見合う保険料という考え方より所得の地域間再分配の考え方が優先することから、国民の相互扶助を重視した全国一律料率が適当であると考えられます。

この論文はリスク研究センターの東アジア保険プロジェクト(中国東北財経大学の施錦芳副教授との共著)の一つですが、環境分野だけではなく、地震保険制度など中国の発展に貢献できるとものは多く、より幅広い分野で協業が可能であると確信しました。

(リスク研究センター長 久保英也)

リスク研究センター通信

大津サテライトプラザ移転のお知らせ

このたび、滋賀大学大津サテライトプラザは10月1日(火)よりJR大津駅前の日本生命大津ビル4階へ移転することになりました。

移転につきましては、環びわ湖大学・地域コンソーシアム事務局と共に入居し、共同研究室を除き共同利用となります。

今後も引き続き、本学の教育・研究・社会貢献活動の拠点として、知識共有スペースを提供していきます。

なお、9月28日(土)～9月30日(月)は引越しのため休館といたしますのでよろしくお願いいたします。詳細は、<http://www.shiga-u.ac.jp/2013/09/13/20518/>をご覧ください。

お問合せ先

滋賀大学学術国際課社会連携推進係

Tel 0749-27-7521

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変してblog等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。
- *尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、

金兼基、久保英也、柴田淳郎、

得田雅章、宮西賢次、山田和代

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局

(Office Hours: 月-金 10:00-17:00)

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1

TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp